

会計管理関係について

～ R 6年度指導監査結果を踏まえた R 7年度の注意点について～

法人・高齢者施設課
令和7年6月



R6年度 特に指摘が多かった事項

- ①契約について（契約書の作成、相見積）
- ②内部牽制に配慮した管理運用体制の確保について
- ③無形固定資産の減価償却について

① 契約について

事前

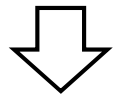
- ・ 重要な契約は、理事会で決定（法第45条の13第4項）

※重要度は、法人の規模等によって違い明確な基準はありません。
そのため、あらかじめ理事会で定めておく必要があります。



契約

理事長専決規程（定款細則）等に記載されている、理事長が専決できる金額を超えるものについては、**理事会の承認が必要**。



事後

- ・ 契約内容については理事会へ報告
- ・ 相見積等契約事務に係る証憑の保存



※理事長専決の契約については、理事長の職務執行報告として理事会での報告をお願いします。

① 契約について（契約書の作成）

平成29年度版「社会福祉法人モデル経理規程」より

（契約書の作成を省略することができる場合）

第76条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- （1）指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- （2）せり売りに付するとき
- （3）物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- （4）（1）及び（3）に規定する場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

経理規程に定める額を超える契約金額（例 100万円）については、契約書の作成の省略は出来ません！



契約書とは、
「取引の内容を確定させ取引開始後に発生する可能性のあるトラブルによる、事業への影響を軽減させるために必要な書類」です。

① 契約について（相見積）

		区分			契約ルール
		工事又は 製造の請 負	食料品・ 物品等の 買い入れ	その他	
予 定 価 格	会 計 監 査 人 未 設 置 法 人	250万円 以下	160万円 以下	100万円 以下	随意契約可 (<u>2社以上の 相見積</u>)
		1000万円以下			随意契約可 (<u>3社以上の 相見積</u>)
		1000万円超			競争入札

各法人内で2社見
積を必要とする下
限の金額を決めて
おいてください。
(下限の定めはあ
りません)

- ・ 経理規程
 - ・ 経理規程細則
- 等に記載してくだ
さい

参照：【社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて】

②内部牽制に配意した管理運用体制を 確立することについて

【社会福祉法人会計基準 留意事項1(1)(2)】

1 管理組織の確立

(1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配意した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

(2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

【社会福祉法人会計基準 留意事項 一部抜粋】

＜望ましくない場合＞

理事長≠会計責任者（統括会計責任者）
会計責任者≠出納職員 など



経理規程に沿った、
内部けん制に配意し
た管理運営体制を
お願いいたします。

③無形固定資産の減価償却について

【社会福祉法人会計基準 運用上の留意事項 17(2)】

17 減価償却について

(1) 減価償却の対象と単位

減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。

(2) 残存価額

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額（1円）まで償却を行うことができるものとする。

イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。

ウ 無形固定資産

無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。



無形固定資産は、残存価額をゼロとして減価償却を行ってください。

R7年度 注意点について

- ①積立金の計上について
- ②積立金の目的外使用について
- ③資金移動について

①積立金の計上について

【社会福祉法人会計基準第6条第3項、運用上の取扱い19、留意事項19】

(純資産)

第六条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。

3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

【社会福祉法人会計基準 一部抜粋】

指導監査の時に、積立金の計上が理事会の決議に基づき、行われているか、議事録により確認します！



②積立金の目的外使用について

【社会福祉法人会計基準第6条第3項、運用上の取扱い19、留意事項19】

(純資産)

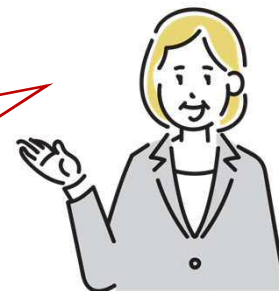
第六条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。

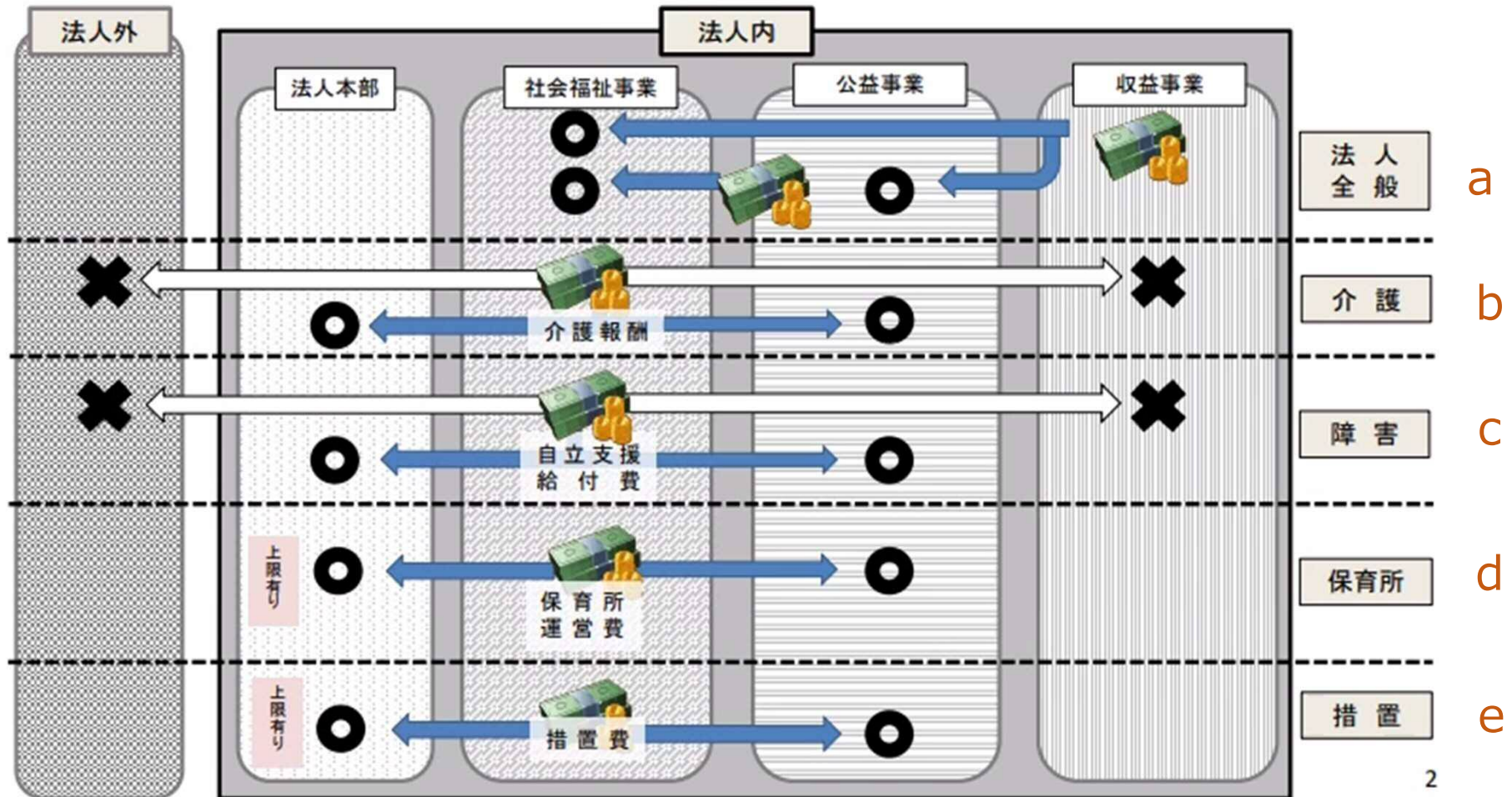
3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

【社会福祉法人会計基準 一部抜粋】

積立金に関する趣旨を踏まえると、目的外の使用については、再度理事会の決議に基づいてください。



③拠点区分間の資金移動



【参照：厚生労働省HP「社会福祉法人の収入・収益の取扱い」】

拠点区分間の資金移動【a.法人全般】

○社会福祉法人の認可について（局長通知）

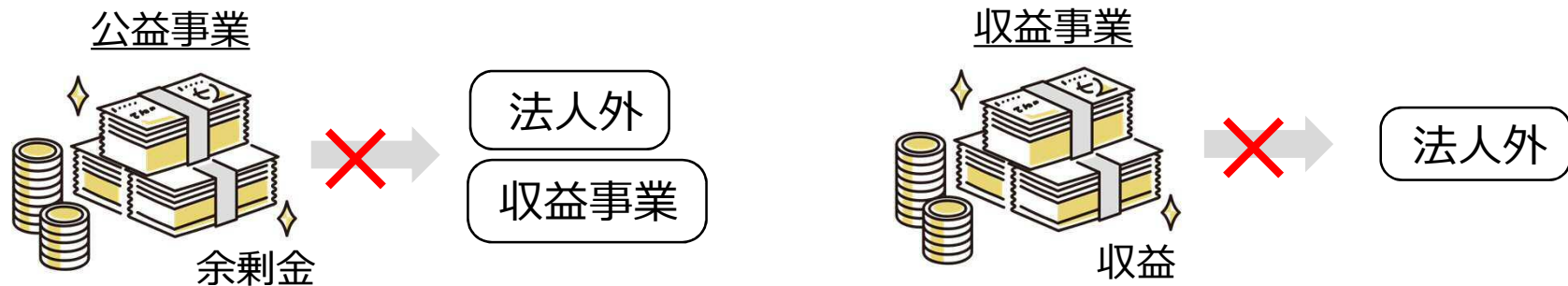
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000711587.pdf>

公益事業：剰余金は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てることができる

＜禁止＞収益事業及び法人外への支出

収益事業：生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることができる

＜禁止＞法人外への支出



拠点区分間の資金移動【b.介護】

○特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（局長通知）

[https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/d6322ec7ffd4d81249256d58000c3271/\\$FILE/siryou.pdf](https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/d6322ec7ffd4d81249256d58000c3271/$FILE/siryou.pdf)

収入を次に掲げる経費に充てることはできない

- （１）**収益事業**に要する経費
- （２）当該特別養護老人ホームを運営する**社会福祉法人外**への資金流出（貸付含む。）に属する経費
- （３）高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

■資金の繰入れ「施設報酬」

- ・ 他の社会福祉事業又は公益事業へ繰入れ ⇒ 当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内
- ・ 当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設等以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れ ⇒ 当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内

■資金の貸付け

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業、公益事業、収益事業へ一時的に繰替使用することは差し支えないが、**当該年度内に補填**しなければなりません。

拠点区分間の資金移動【c.障害】

○障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて
(部長通知)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3402&dataType=1&pageNo=1

収入を次に掲げる経費に充てることはできない

- (1) 収益事業に要する経費
- (2) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人外への資金流出（貸付含む。）に属する経費
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

■資金の繰入れ「自立支援給付費」

- ・他の社会福祉事業又は公益事業へ繰入れ ⇒ 当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内
- ・当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れ ⇒ 当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内

■資金の貸付け

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業、公益事業、収益事業へ一時的に繰替使用することは差し支えないが、**当該年度内に補填**しなければなりません。

拠点区分間の資金移動【d.保育所】

○子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について（局長通知）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/27f4a5b4-53c9-446d-ab3d-7c7055949a26/4648b2fb/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h24-h29_417.pdf

委託費の弾力運用

委託費の使用用途は、原則として、当該施設の「人件費」「管理費」「事業費」に限定されていますが、一定の要件を満たすことにより、当期に使用できる経費と将来に向けた積立の対象費目が拡大していきます。

弾力運用の要件を満たしていないのにも関わらず、弾力運用を行っていないかご確認ください。

■資金の貸付け

経営上やむを得ない場合に当該年度内に限って、同法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付けが認められます。



拠点区分間の資金移動【e.措置施設】

○社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000159781.pdf>

運営費の弾力運用

運営費の使用用途は、原則として、当該施設の「人件費」「管理費」「事業費」に限定されていますが、一定の要件を満たすことにより、当期に使用できる経費と将来に向けた積立の対象費目が拡大していきます。

■資金の貸付け

経営上やむを得ない場合に当該年度内に限って、同法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸付けが認められます。

ご清聴ありがとうございました。

